

手配旅行条件書

この条件書はお客様にとってお取引に関わる大切な文書です。
印刷して保管されることをお勧めいたします。

第1条 本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

第2条 手配旅行契約

1. 手配旅行契約(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受ける事ができるように手配する事を引き受ける契約をいいます。
2. 契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行の部(以下「当社約款」)によります。
3. 旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。

第3条 旅行のお申し込みと契約の成立・お支払い

1. 旅行を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書もしくは「みゅうインフォメーションセンター」サイト(<http://www.myu-info.jp>)のページ上にてお申し込み下さい。
2. 契約の成立は、お客様から申込金の支払を受けることなくお客様の申込みを確認後書面もしくはeメールにて当社が契約の締結を承諾した時となります。それ以降の変更及びキャンセルの場合は、当社所定の変更・取消手続事務料金をいただきます。
3. 旅行代金は契約書面に記載した日までにお支払いください。

第4条 契約内容の変更

1. お客様から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更する事があります。
2. お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更の為に運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料等をお支払いいただくほか、当社の変更手続料金をお支払いいただきます。

第5条 旅行代金の変更

1. 運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動等、当社の関与しえない事由により旅行代金が増減される場合がございます。
2. お客様より収受した旅行代金が実際に要した代金と合致しない場合は旅行終了後、速やかに旅行代金の清算をします。

第6条 契約の解除

1. お客様が契約を解除する時は以下の料金をお支払いいただきます。

イ) 第4項に掲げる当社所定の取扱料金

- ロ) お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- ハ) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスの取消料、違約料、その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
- 二) 前号の旅行サービス手配の取消に係る当社の取消手続料金

2. 天災地変・戦乱・暴動その他当社の関与しえない事由により当社が手配した旅行サービスの提供が不可能になった場合、お客様は契約を解除することができます。
3. 前号により、旅行開始後に契約が解除された時は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用はお支払いいただきます。当社はお客様からお支払いいただいた旅行代金よりお客様が提供を受けた旅行サービス費用を控除した残金をお客様に払い戻します。
4. 旅行先にてホテル、その他の交通機関の変更、追加をする場合は、その差額は直接ホテル、現地手配会社へお支払いください。請求金額は日本でお支払いされたものとは異なることがあります。
5. 旅行先にてホテルの変更、取り消しに関してホテル側より直接何らかの説明を受けた場合は、ホテルよりの証明になる書面、またはホテルの担当者の氏名・日時をお知らせください。当社より確認の上、対応します。ただし、旅行終了後、30日以内にお申し出があった場合に限りです。

第7条 当社による契約の解除

1. お客様が当社の指定する期日までに旅行代金のお支払いが無い場合、当社は契約を解除する事があります。
2. クレジットカードでのお支払いにて与信等の理由により決済ができなかった場合、当社は契約を解除することができます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金、その他の方法で旅行代金のお支払いがあった場合はこの限りではありません。
3. 上記の理由による契約の解除には、当社所定の取扱料金を申し受けます。

第8条 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ契約については、下記のようにお取り扱い致します。

1. 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の契約締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合は、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とさせていただきます。
2. 契約の成立は、お客様から申込金の支払を受けることなく契約責任者の申込を確認後書面もしくはeメールにて当社が契約の締結を承諾した時となります。それ以降の変更及びキャンセルの場合は、当社所定の変更・取消手続事務料金をいただきます。
3. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
4. 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し、名簿を当社に提出していただきます。
5. 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員の負担とさせていただきます。
6. 当社は、契約責任者から求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供することがあります。添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行う為に必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

第9条 当社の責任

1. 当社は旅行契約の履行にあたり当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者(以下「手配代行者」)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償致します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。
2. 免責事項
当社は交通機関、宿泊機関およびその他のサービスの提供に関し、代理・媒介または取り次ぐものであり、当社自身はこれらサービスの直接の提供者ではありません。当社は、これら第三者の故意、または過失による損害に対して責任を負うものではありません。

当社および手配代行者に故意及び過失の無い、以下に例示するような事由によってお客様が損害を被られた場合、当社は責任を負いません。

- イ) 天災地変、戦乱・暴動・官公署の命令、航空機その他の運送機関の遅延・ストライキ等により旅行日程が変更された場合、および追加料金が発生した場合。
- ロ) 航空会社その他の交通機関、宿泊施設の過剰予約受付(オーバーブッキング)により利用を拒否された場合。
- ハ) お客様が当初手配済みのスケジュール、内容を弊社に連絡なく変更したことにより、予約を取消されたり、航空券、鉄道その他のチケットが無効になった場合。
- ニ) 当社のお申込書に記入されたお客様のお名前等が間違っていたことによりご自身のお名前と違うチケットが発券され、それにより交通機関より利用を拒否された場合。
- ホ) お客様がお申込書に虚偽の情報を記入された場合。
- ヘ) お客様の航空券・およびその他のチケット、予約確認書、旅券、現金、貴金属、重要書類の紛失または盗難。
- ト) その他、当社及び手配代行者の関与しえない事由により、お客様が損害を被られた場合。

第10条 お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を受けた場合、当社はおお客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。

第11条 海外危険情報

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳細につきましては、外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp> にてご確認ください。

第12条 保険衛生

渡航先の衛生状況につきましては、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp> にてご確認ください。

第13条 海外旅行保険

手配旅行契約では、お客様のご旅行中の病気、怪我、盗難に対する補償がありません。不測の事態に備え、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。当社でもお取扱しておりますので、販売員にお問い合わせください。

第 14 条 その他

1. 旅券の必要残存期間、および査証(ビザ)の有無は国・地域により異なります。お客様ご自身にてご確認ください。また、国籍によっても条件が異なりますので、ご出発前までに必ず渡航手続きをお済ませください。渡航手続きが完了していないことによる旅行の中止・変更には、所定の手数料を申し受けます。詳細につきましては、外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html> 日本以外の国籍の方は在日大使館公式ホームページ <http://www.embassy-avenue.jp/> をご参照ください。
2. 慢性疾患、妊娠中、または障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする場合はその旨を旅行のお申込時にお申し出ください。できる限りの対応をさせていただきます。状況によってはご希望に添えないこともあります。

第 15 条 約款準拠

本手配旅行条件書に記載の無い事項は当社の旅行業約款(手配旅行の部)に定めるところによります。

第 16 条 旅行条件の基準日

この旅行条件は 2009 年 3 月 1 日現在の約款、運賃、料金を基準としています。